平成２６年（フ）第５１７号
愛知県江南市上奈良町緑109番地
破産者　有限会社江南物流
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９６号
岡山県倉敷市有城593番地
破産者　有限会社トリオ食堂
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
長崎市葉山２丁目48番25号
破産者　株式会社ゴア・テクノ
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
宮城県大崎市古川新田字神明浦95番地１
破産者　ＮＯＤＡＹＡ株式会社
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
宮城県栗原市志波姫南郷下戸崎56番地
破産者　有限会社照井建材
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第７６８号
横浜市神奈川区菅田町668番地の３
破産者　有限会社小林商事
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８０８号
横浜市南区大岡２丁目18番32号　さつき荘102号、商業登記簿上の本店所在地札幌市東区東苗穂二条３丁目５番46号
破産者　株式会社オネスティング
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７号
石川県鳳珠郡能登町字宇出津タ字76番地の１
破産者　有限会社マルゲンセンター
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第３５号
三重県松阪市猟師町427番地21
破産者　有限会社浜田板金
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第２０号
三重県四日市市楠町南五味塚751番地２
破産者　橋本　時吉
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
三重県いなべ市大安町石榑東1715番地　メゾンメイセツＩ―201号、前住所三重県いなべ市北勢町大辻新田19番地34
破産者　髙橋　信二
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
三重県三重郡菰野町大字大強原2084番地
破産者　株式会社ＴＲＵＳＴ
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
山口県下関市細江新町１番１号
破産者　幾度海運株式会社
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５６６号
名古屋市南区松池町２丁目36番地、従前の住所名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅２棟120号
破産者　中塚　由紀（旧姓石端）
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５８号
中華人民共和国山东省滕州市经济开发区益康大道887号院内、职工宿舍２单元304室、開始決定時の住所大阪府東大阪市稲田三島町２番34―803号
破産者　天野　裕司
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５０３号
大阪府八尾市福万寺町３丁目14番地の23
破産者　山﨑　義己
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３２号
奈良県大和郡山市柏木町142番地　タウニィ中嶋202号
破産者　恩地　隆太
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１２８号
和歌山県田辺市鮎川3765―36―203、住民票上の住所奈良県香芝市磯壁３丁目94番地１ベルドミール香芝50Ａ
破産者　池浦　幹人
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
奈良県御所市楢原502―７、住民票上の住所奈良県香芝市上中1183番地４　アシビハイツ10―406号
破産者　髙垣　大志
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第９４３号
札幌市手稲区前田11条10丁目16番６号　ハイツ斉藤202号
破産者　小川　幸久
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部